

名古屋の町(大字)・丁目別人口について

この冊子は、総務省に地方集計として承認を受け、本市で集計した速報値に基づくものである。

利用に際しては、以下の点にご留意ください。

1 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 12 年国勢調査はその 17 回目に当たる。

2 調査の時期

平成 12 年国勢調査は、平成 12 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

3 調査の法的根拠

統計法(昭和 22 年法律第 18 号)・国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)

4 調査の地域

平成 12 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

5 調査の対象

平成 12 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学

している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

- (2) 病院又は診療所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は診療所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

- (3) 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

なお、本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査の対象から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関等の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

6 世帯

この調査において「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。

7 区及び学区

平成 12 年 10 月 1 日現在、本市の行政区は 16 区、学区(小学校の通学区域)は 260 学区あり、その名称と区域は次頁のとおりである。ただし、中区は国勢統計区の区域を用いている。

なお、平成 10 年 4 月 1 日緑区の常安学区が、鳴海東部学区・徳重学区から分離独立した。

～ 区別世帯数と人口 ～

平成12年10月1日

区	面積 (km ²)	世帯数	人 口			性 比 (女=100)	1 世 帯 当 たり 人 員	人 口 密 度 (人 / k m ²)	平 成 7 年 国 勢 調 査 人 口	人 口 増 加 率 (%)
			総 数	男	女					
全 市	326.45	897,376	2,171,378	1,080,909	1,090,469	99.1	2.42	6,651	2,152,184	0.9
千 種 区	18.24	69,379	148,486	73,162	75,324	97.1	2.14	8,141	148,847	-0.2
千 東 区	7.72	30,395	65,775	31,817	33,958	93.7	2.16	8,520	66,096	-0.5
北 西 区	17.56	69,062	167,703	82,098	85,605	95.9	2.43	9,550	171,582	-2.3
中 村 区	17.90	58,339	140,355	69,793	70,562	98.9	2.41	7,841	139,106	0.9
中 区	16.32	60,221	134,949	67,371	67,578	99.7	2.24	8,269	140,519	-4.0
中 区	9.36	34,420	64,664	31,182	33,482	93.1	1.88	6,909	63,006	2.6
昭 和 区	10.93	50,156	105,226	52,815	52,411	100.8	2.10	9,627	104,293	0.9
瑞 穂 区	11.23	44,445	104,411	50,690	53,721	94.4	2.35	9,298	106,299	-1.8
熱 田 区	8.16	26,411	62,624	30,905	31,719	97.4	2.37	7,675	65,055	-3.7
中 川 区	32.01	78,578	209,926	104,587	105,339	99.3	2.67	6,558	206,678	1.6
港 区	45.67	55,953	151,610	76,731	74,879	102.5	2.71	3,320	150,538	0.7
南 区	18.47	59,397	147,865	75,482	72,383	104.3	2.49	8,006	154,275	-4.2
守 山 区	33.99	57,198	154,452	77,172	77,280	99.9	2.70	4,544	148,919	3.7
緑 名 区	37.86	73,899	206,856	102,778	104,078	98.8	2.80	5,464	190,936	8.3
名 東 区	19.42	65,019	153,103	76,102	77,001	98.8	2.35	7,884	151,763	0.9
天 白 区	21.61	64,504	153,373	78,224	75,149	104.1	2.38	7,097	144,272	6.3

注1) 面積は、国土交通省国土地理院『平成12年全国都道府県市区町村別面積調』による。ただし、緑・名東区に境界未定があるため、この2区は『平成3年同面積調』によった。さらに名東区については、平成7年12月2日の区界変更に伴う異動面積を減殺した。なお、全市は、これら各区の面積を合計したものである。
 2) 平成7年国勢調査人口は、平成7年10月1日現在の確定値による人口である。
 3) 結果数値に基づく計算値は、表章単位未満を四捨五入している。

～ 区及び学区名称一覧 ～

